

「港湾協力団体制度」の概要

- 港湾管理者は、連携して港湾管理を行う民間団体等を港湾協力団体に指定する。 **(法第41条の2)**
- 港湾協力団体指定の効果
 - ①業務の実施に関し必要な情報等を国及び港湾管理者から受けられる。 **(法第41条の5)**
 - ②港湾区域内水域等を占用する際、港湾管理者との協議が成立することをもって、占用の許可があったものとみなし **(法第41条の6)**、手続きの簡素化を図る。

＜港湾協力団体の業務（法第41条の3）＞

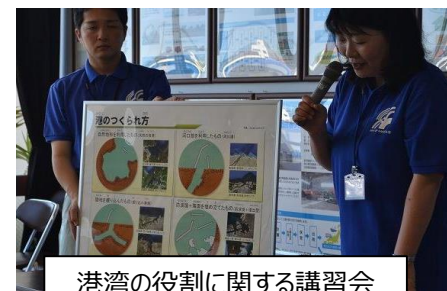
業務	内容	具体例
港湾施設の整備 又は管理	港湾施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地における植栽 ・藻場、干潟の造成 ・行事に利用する浮棧橋の設置
	港湾施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ船受入時の埠頭用地や道路の段差解消、清掃等 ・港湾情報提供施設における受付、案内、清掃等 ・海浜の清掃
情報又は資料の 収集及び提供	港湾の利用状況等の 把握や資料の配付 等	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾に関するパンフレットの作成及び配布 ・クルーズ船来港時の受入活動の把握
調査研究	港湾における物流、 人流、環境に係る調査 等	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の経済効果調査 ・クルーズ旅客の動向調査 ・水質モニタリング調査
知識の普及及び 啓発	港湾の利用振興	<ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ船受入時の歓迎行事の実施等 ・港湾の能力やサービス水準のPR
	港湾に関する講習会、 学習会等	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の役割等に関する講習会 ・港湾における避難訓練・図上訓練 ・港湾の見学ツアーの開催



海浜の清掃



クルーズ船受入時の歓迎行事



港湾の役割に関する講習会